



狩猟免許を取得しませんか？

狩猟免許を取得するメリット

- ①被害を出している野生鳥獣を捕獲することにより、農作物被害を減らし、地域貢献ができる。
- ②有害駆除期間に捕獲した有害鳥獣には、報償金（1頭あたり最大イノシシ13,000円、シカ17,000円 他にも報償金対象鳥獣あり）の支払制度がある。
- ③野生鳥獣はジビエ料理として利用可能。
- ④野生動物との闘いである狩猟文化は歴史が長く、狩猟のやり方・楽しみは無限大！

けど試験は難しいのでは？

→試験1週間前に猟友会が初心者講習会（全額補助）を開催し、試験のポイントを教えてくれるので大丈夫！

でも試験料って高そう

→役場に申請をしていただければ年度末に補助金が出ます。（詳しくは裏面を参照）

取得した後どうしたらいいの？

→免許を取得後、地元の猟友会等へ加入することにより狩猟についての様々な情報を得ることができます。

試験の申込用紙はどこにあるの？

→申請書類は、県中山間地域対策課（鳥獣対策室）・各地区猟友会・役場でお渡ししています。また、県中山間地域対策課HPからダウンロードできます。

気になった方はお気軽に役場もしくは近くの猟友会にご相談ください。

連絡先

本庁農林水産課	担当	川上将矢	電話	22-3113
大正地域振興局 地域振興課	担当	槇尾拓生	電話	27-0111
十和地域振興局 地域振興課	担当	芝蘭世	電話	28-5111

【試験の日時】

日 時	免許の種類	会 場 及び 締切日
令和8年7月25日（土）午前10時～	わな猟	黒潮町ふるさと総合センター （幡多郡黒潮町入野176-2） 【受付締切 7月13日（月）】
令和8年7月26日（日）午前10時～	第一種銃猟 第二種銃猟	
令和8年8月29日（土）午前10時～	わな猟	高知県立ふくし交流プラザ （高知市朝倉戊375-1） 【受付締切 8月17日（月）】
令和8年8月30日（日）午前10時～	第一種銃猟 第二種銃猟	
令和8年9月19日（土）午前10時～	わな猟	田野町ふれあいセンター （安芸郡田野町1456-42） 【受付締切 9月7日（月）】
令和8年11月21日（土）午前10時～	わな猟	いの町役場 いのホール （吾川郡いの町1700-1） 【受付締切 11月9日（月）】
令和8年11月22日（日）午前10時～	第一種銃猟 第二種銃猟	
令和8年12月実施予定 （9月下旬頃日程発表）	わな猟	日章福祉交流センター（予定） （南国市田村乙2207）
	第一種銃猟 第二種銃猟	
令和8年12月実施予定 （9月下旬頃日程発表）	わな猟	黒潮町ふるさと総合センター （幡多郡黒潮町入野176-2）
令和9年1月実施予定 （9月下旬頃日程発表）	わな猟 網猟	高知市春野文化ホール ピアステージ（予定） （高知市春野町西分340）
	第一種銃猟 第二種銃猟	

【四万十町が行う補助について】

①高知県猟友会が実施する初心者講習受講料

10,000円 を上限に補助します

②銃所持許可（更新を除く）にかかる射撃教習受講料

37,000円 を上限に補助します

③狩猟免許試験申請手数料

新 規 5,200円（補助3,400円、自己負担1,800円）

一部免除者3,900円（補助2,600円、自己負担1,300円）

④狩猟免許試験の申し込みに必要な医師の診断書

2,000円を上限に補助します

①～④の補助は、狩猟免許を取得後、有害捕獲に協力していただけることが条件となります。また、①～④については領収書と町税及び県税の滞納が無いことがわかる資料、狩猟免状、③については射撃教習終了証明書も必要となりますので、保管しておいてください。